第13回千葉海区漁業調整委員会

１　日　　時　　令和8年7月16日（木）午後1時27分から

２　場　　所　　プラザ菜の花3階「菜の花」

３　出 席 者

委　　員　　石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、髙橋 敏夫、
平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 ぬい子、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、
坂本　雅信、和田 一夫、篠原 克二郎

専 門 委 員　　齋藤 御津久、嶋津 圭一、田邉　克巳

水　産　課　　宮嶋課長
篠原漁業調整班長、五味主査
原口漁船漁業班長

漁業資源課　　原課長
赤羽資源管理班長、髙山主査

水産事務所　　銚子：坂本所長、泰永技師
館山：荒井所長、小宮課長
勝浦：三田所長、鈴木課長

水産総合研究センター　尾崎資源研究室長

事　務　局　　永野副技監、田島技師

４　議　　題

（１）千葉海区における漁業の免許について（諮問）

（２）うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

（３）うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）

（４）第2種共同漁業（小型定置網漁業）の漁具設置に係る協議について

（５）令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会第61回東日本ブロック会議に提出する議題等について

（６）その他

５ 審議経過

【永野副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第13回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

初めに、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様にはお忙しい中、第13回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

今年の梅雨は、本来の雨模様が多かったのですが、そろそろ梅雨が明ける見込みということで、これから暑さの本番となりますので、御出席の皆様におかれましては、体調管理に十分に気をつけていただきたいと思います。

さて、浜の状況ですが、8月からイセエビ漁が始まります。令和7年度の千葉県のイセエビの資源評価結果は、資源水準は高位、動向は増加となっており、5月末までの漁獲量は49トンで、5か年平均と比べ約2割増しとなっています。今後の順調なイセエビの水揚げで浜の活気が出ることを期待しております。

次に、前回の海区委員会以降の委員会に関係する動きですが、6月18日に太平洋広域漁業調整委員会が開催され、事務局とウェブにより出席しました。後ほど事務局より概要の報告があります。

本日御審議いただく案件は、漁業の免許、うなぎ稚魚漁業の許可、小型定置漁業の漁具設置、全漁調連東日本ブロック会議への提案内容についてです。

いずれも重要案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして、御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日、出席できない旨連絡がありました委員は、黒沼委員と本田委員の2名でございます。

委員定数15名のうち13名の委員に出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項で規定する過半数の委員の出席を満たしておりまして、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますけれども、委員会会議規程第3条の規定によりまして、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。佐久間会長代理と酒井委員にお願いします。よろしくお願いします。

続いて、議事に入ります。第1号議案「千葉海区における漁業の免許について（諮問）」を上程します。事務局から朗読をお願いいたします。

【田島技師】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。どうぞ。

【篠原班長】

水産課漁業調整班の篠原と申します。漁業権の免許の手法について御説明させていただきます。着座にて説明いたします。

まず、資料の8ページを御覧ください。こちらは、東京湾北部地区の漁業権漁場の概略図になります。上が共同漁業権で、アサリなど貝類を採る漁業や、固定式刺し網漁業を内容とする漁業権が設定されており、今回諮問させていただくのは、この中の斜線になっている短共1号から短共3号の3つの共同漁業権。そして、下の図になりますが、こちらは区画漁業権になりまして、ノリ養殖業になりますが、この中で、同じく斜線になっております、短区第1号から短区第9号までの9つの区画漁業権になります。

こちらの短期漁業権につきましては、過去に埋立計画があったことによる漁業調整の経緯から、通常は共同漁業権10年、区画漁業権5年となっているところ、1年以内の短期間となっているものでございます。

続いて、9ページを御覧ください。今回の免許の切替えに当たってのスケジュール、

これまでの対応を説明させていただきます。昨年の11月頃から県で実態調査や要望調査を始めまして、年末から年明けにかけて、今回の短期漁業権の内容について、計画を変更する手続を行いました。1月に入りまして、海区委員会に海区漁場計画の変更の諮問をさせていただいて、3月に公聴会を経て答申をいただきました。

4月に入って、今回の免許を内容とする1年以内の短期漁業権についての計画の変更を、千葉県報に公示したところです。その後、6月1日から7月3日まで免許の申請を受け付けまして、今回申請のあった者に免許することについてお諮りすることになります。この後は、答申をいただきましたら、区画漁業権については8月20日、共同漁業権については9月1日付で免許する予定となってございます。

それでは、資料の3ページにお戻りください。こちらは免許申請者一覧表となっておりまして、共同漁業権は3つ、区画漁業権は9つありますが、それぞれ免許の申請があったのは、現在ここの漁業権を有している地元の漁業協同組合で、具体的には、市川市漁協と船橋市漁協からそれぞれ申請があり、いずれも競願はありませんでした。

続いて、4ページを御覧ください。こちらは共同漁業権の審査一覧表になります。申請者は、現在漁業権を有している地元の市川市、船橋市の漁業協同組合で、表の左から5列目に免許申請書とありまして、その右側に書いてあるものが、法令等によって添付書類として定められているものでございます。定款、登記事項証明書、事業計画書、適格性に関する書類、総会の議事録、組合員名簿といったものがありますが、2組合とも必要書類が全て添付されている状況でございました。

また、表の右側のほうですけれども、漁業法第71条で免許をしてはならない場合という規定が全部で4項目ありまして、適格性を有しない場合、漁場計画と異なる内容の申請があった場合、不当な漁業の集中のおそれがある場合、所有者等の同意がない場合で、これらについて審査したところ、いずれも免許をしない場合には当たらないということを確認しております。

次に、5ページですけれども、こちらは区画漁業権の審査の一覧表になります。こちらについても、共同漁業権と同様に必要書類が全て提出されており、いずれも免許をしない場合には当たらないということを確認しております。

資料の6ページを御覧ください。こちらは、実際に提出された免許申請書の写しになります。短共第1号、共同漁業権の免許申請書の写しで、添付書類が多数ありますので、申請書1枚をサンプルとしてつけさせていただいております。

また、次の7ページにつきましては、区画漁業権のものとなっておりまして、短区第1号、こちらもサンプルとして、1枚の申請書の写しをつけさせていただいております。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

【石井会長】

議案の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。第1号議案「千葉海区における漁業の免許について（諮問）」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定といたします。

なお、第1号議案は県報に公示する必要がございます。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことなので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」と、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、第2号議案と第3号議案を一括上程いたします。

事務局から朗読をお願いします。なるべく簡潔に行ってください。

【田島技師】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。

本件は、令和8年12月1日から開始されるうなぎ稚魚漁業の取扱いについてお諮りするものです。

初めに、うなぎ稚魚漁業の概要について御説明しますので、資料64ページを御覧ください。本県では、利根川地区、九十九里地区を中心に、外房地区、内房地区を合わせた4地区でうなぎ稚魚漁業が行われています。漁具は、利根川地区では、主に大型のふくろ網であるかぐら網、船舶で網を引くひき網、九十九里地区における小型のふくろ網のほか、すくい網が使用されています。

続きまして、昨年度の実績について御説明します。資料65ページを御覧ください。令和7年度の実績といたしましては、利根川地区から内湾地区までで29の漁協、採捕組合等に所属する1,317人に許可をしておりまして、令和6年度より19人減となりました。また、県全体の採捕数量は1,279キロ、水揚げ金額は約3億5,500万円でした。このうち、利根川地区と九十九里地区の水揚げが全体の約7割を占めています。前年度の対比を見ますと、数量は56％、金額は35％の実績となっています。

それでは、先に、第3号議案であるうなぎ稚魚漁業の許可方針について御説明します。本資料とは別にお配りしております、右上に資料1－1と書かれた資料を御覧ください。うなぎ稚魚漁業の許可方針は、令和5年度に知事許可漁業による管理に移行した際に制定し、昨年度も諸般の改正を行ったところです。今般改正を行おうとする点は、資料上段にありますとおり、すくい網の漁業種類の区分に関するもので、従来は

船舶の使用の有無により2つの漁業種類に区分してきたところですが、許可数の管理に当たり、船舶の有無で区分する必要が認められず、許可条件と漁業種類に矛盾が生じていたことから、令和8年度以降はすくい網漁業として一括して管理するものとし、許可方針及び制限措置において所要の改正を行おうとするものです。改正に伴い、シラスウナギの漁獲数は増加せず、許可の制限等に変更は生じないものとなっております。

資料中段の1から3により、これまでの経緯や問題点、対応について順次説明いたします。令和4年度以前のシラスウナギの採捕は特別採捕許可により管理しておりましたが、すくい網漁業については船舶の使用の有無で区分せず、一括して許可管理しておりました。

令和5年度に知事許可漁業へ移行するに当たり、水産庁の技術的助言において、船舶の使用の有無や使用する漁法ごとに分けて制限措置を定めるものとされたことから、すくい網漁業について、船舶の使用の有無で2つの漁業種類に区分し、海面におけるすくい網漁業の許可は、漁業種類及び許可の条件により、県内全域で船舶の使用不可としているところです。

内水面と海面の両方が操業区域となる船舶を使用するすくい網漁業の許可は、外房地区において許可があり、許可の条件において海面での船舶の使用が禁止されることから、海面では岸からすくい網を用いた採捕が行われます。この場合、許可証に記載される漁業種類においては、船舶を使用するすくい網漁業の許可となり、操業区域に海面が含まれますが、許可の条件で、海面において船舶を使用して操業してはならないと規定され、許可条件と漁業種類に矛盾が生じています。

また、内水面においても、組合により船舶を使用する許可と使用しない許可がある中で、制限措置の設定に当たり、組合からの要望数を踏まえて許可すべき数を定めており、許可の区分に実質的な必要性が認められません。このため、3の「対応」にあるとおり、令和8年以降につきましては、すくい網漁業として一括管理するものとしたいと考えております。許可方針における主な改正点については、下段に記載したとおり、船舶使用の有無に係る記載を削除して、すくい網漁業に統合すること、許可の条件について、従来の制限となるよう整理するものです。

本資料に戻っていただきまして、40ページ以降が新旧対照表になります。右側が改正前、左側が今回の改正案となります。

すくい網漁業を統合するに当たり、43ページから44ページにかけて、漁業種類について、括弧内の船舶に関する記載を削除します。また、61ページから62ページにかけて、許可の条件については、船舶の有無、使用の有無ごとに定めていたすくい網漁業の条件を一本化する形で統合しております。

続いて、2号議案の内容について御説明します。資料の12ページをお開きください。新規に漁業の許可を行う場合、漁業法及び千葉県漁業調整規則の規定に基づき、1の制限措置、2の許可を申請すべき期間、3の許可の有効期間を定める必要があることからお諮りするものです。1の制限措置の内容については、別紙1として、13ページから22ページにかけて、漁業種類ごとにその1からその4に分けて記載しております。

例として、15ページ下段のその4で御説明いたします。15ページをお開きください。これまで、漁業種類ごと、船舶の使用の有無ごとに、すくい網漁業の許可すべき漁業者の数を定めておりましたが、第3号議案の許可方針の改正に合わせ、すくい網漁業として一括して許可すべき数を定めております。漁業種類については、すくい網漁業になります。

（2）許可をすべき漁業者の数、（3）操業区域、（5）漁業を営む者の資格は表にまとめてございます。（4）漁業時期は、許可方針では、12月1日から4月30日までの間で都度定めることとされており、昨年度と同様に、令和8年12月1日から令和9年4月30日までとしております。

続いて、表の項目について御説明します。左の欄、操業区域については、一昨年、区域を変更した小櫃川以外は、旧特別採捕許可方針において、漁業・採捕組合ごとに定めた採捕の区域を基に設定した区域となっており、全ての区域で昨年から変更はございません。

漁業を営む者の資格は、うなぎ稚魚漁業では、操業秩序の維持と流通の透明性を確保する観点から、操業区域の周辺に住所を有する者に限定することが適当と考えられること、かつ、適正な流通の枠組みの中で販売すると認められる者とすることを規定しております。表の右側の許可をすべき漁業者の数については、事前に実施した申請調査の結果を踏まえて定めております。

資料12ページにお戻りください。2、許可を申請すべき期間につきましては、調整規則では一月を下回らない範囲内で定めるとされており、今回の申請期間は、令和8年9月14日から10月13日までの1か月間としたいと考えております。

3、許可の有効期間につきましては、調整規則第15条第1項第2号の規定により、1年としているところですが、漁業時期と同じ期間とすることが適当と思料されることから、令和8年12月1日から令和9年4月30日としております。

最後に、うなぎ稚魚漁業に係る制限措置等及び許可方針については、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会の両委員会の意見を聞いて定めることとなりますので、7月28日に開催される内水面漁場委員会にもお諮りすることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

議案の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

特に意見もないようなので、質疑を終了し、これより採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。まず、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定いたします。

なお、第2号議案につきましては、県報に公示する必要がございます。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定といたします。

続きまして、第4号議案「第2種共同漁業（小型定置網漁業）の漁具設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明を願います。

【田島技師】

続いて御説明いたします。本資料の68ページの協議概要を御覧ください。第2種共同漁業権の小型定置漁業については、漁具の設置場所や規模などを明確にし、ほかの漁業との操業上のトラブルを防ぐことを目的に、漁業権免許の際に、身網の設置される場所の最深部が、最高潮時において水深13メートル以上の小型定置網漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならないとする条件が付されております。このたび、西岬漁協と東安房漁協から協議があり、お諮りするものです。

漁具の統数は、西岬漁協が2か統、東安房漁協が1か統の計3か統等であり、協議内容を確認したところ、業者、漁具、設置場所ともに昨年度と同じ内容であり、いずれも身網部分は水深13メートル以上27メートル未満であり、小型定置網の条件を満たしております。

次に、漁具設置期間については、西岬漁協は令和8年9月1日から令和9年8月31日まで、東安房漁協は令和8年10月15日から令和9年9月15日までとなっております。設置に当たりましては、隣接する漁協の同意書が添付されておりまして、地元調整が整っていることを確認しております。また、漁業の設置位置については、いずれも共同漁業権漁場内であることを水産課に確認しております。

資料69ページから84ページまでに、漁協から提出のあった協議書。事業計画書、漁具位置図と同意書の写しを添付しております。

なお、事業計画の概要については、事業者の当該事業に関する情報に該当いたしますので、千葉県ホームページで本委員会の資料を公開する際には省略させていただき

ます。

最後に、参考としまして、令和7年度の小型定置1か統当たり約200トン、水揚げ金額は5,700万円ほどでした。直近ではイサキ、イナダ、イシダイなどが水揚げされているそうです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【石井会長】

議案の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に意見もないようなので、質疑を終了し、これより採決に入ります。第4号議案「第2種共同漁業（小型定置網漁業）の漁具設置に係る協議について」の原案に賛成の委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定といたします。

続いて、第5号議案「令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会第61回東日本ブロック会議に提出する議題等について」を上程します。事務局から朗読と説明を願います。

【永野副技監】

本議案は、全国海区漁業調整委員会連合会が、水産庁等中央省庁に対して行います令和9年度の要望に関する議題となります。

要望項目の全体概要を説明させていただいた後に、千葉海区から変更意見を提出しようと考えております7つの項目につきまして、詳しい御説明に移らせていただきたいと思います。

まず、別表の資料の、右肩に資料の2－1とある資料を御覧ください。

令和9年度の要望の全体構成案のほうを説明させていただきます。

大項目の1として、海区漁業調整委員会制度について、大項目2として、沿岸漁業の秩序維持について、大項目3として、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、4として、

沿岸資源の適正な利用について、5として、外国漁船問題等について、大項目の6として、海面利用をめぐる調整についてという項目になってございます。

要望の内容は、資源管理や沖合漁業と沿岸漁業の調整、密漁対策やクロマグロ漁業等、多岐にわたりまして、要望内容も加筆修正が繰り返されてきた結果、要望の趣旨が不明瞭となったり、別項目に重複する内容が含まれるような状況でございましたので、今年度から、全漁調連のほうからたたき台の案が示されまして、そのたたき台に対する文案修正や項目の変更等について、各海区から提案する形に変更がされてございます。

資料に示すとおり、要望内容は、全漁調連のたたき台の中で、大項目が7項目から6項目に整理されまして、そのうち中項目は23項目から16項目に統合整理されております。これを受けまして、県の担当課とも協議しまして、たたき台の要望案の内容を検討し、これまでの千葉海区としての要望してきた内容をベースとしつつ、文案の加除修正の必要性があるかを検討いたしました。

本日提案させていただく事務局案は、千葉海区に関係がより深い項目に絞りまして、文案の修正を事務局案として提示させていただきます。加除修正を行った箇所は、下線で示してある項目についてでございます。

【石井会長】

それでは、1つ目の項目として、要望項目「Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について」、事務局から説明を願います。

【田島技師】

それでは、別刷りのＡ3の資料で、右肩に資料2－2と書いてある資料を御用意ください。こちらの資料の構成は、左側に千葉海区のたたき台の変更案を示しておりまして、変更箇所に下線を示しております。また、その右側には変更案に関する考え方を示しておりまして、下線部で具体的な理由を示しております。

要望項目「Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持」の欄を御覧ください。こちらの項目につきましては、海上保安庁や漁業関係者から、外国人遊漁者による貝類等の密漁が増加しているとの声が寄せられていることから「また、近年、外国人による密漁も増加していることから」という文言を追加いたしました。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、これより意見の集約を行います。特に御意見もないようですので、要望項目「Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について」の修正原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、事務局案どおり決定し、東日本ブロック会議に提案をいたします。

なお、報告様式や字句等の軽微な修正につきましては、報告までの時間的猶予がないため、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、2つ目の項目として、要望項目「Ⅲ　沿岸漁業と沖合漁業の調整についての2　大臣許可漁業の操業秩序と監視・取締り」について、事務局から説明願います。

【田島技師】

資料の中段にあります、要望項目「Ⅲ　沿岸漁業と沖合漁業の調整の2　大臣許可漁業の操業秩序と監視・取締り」の欄を御覧ください。

これまで千葉海区からは、マサバ太平洋系群に係る要望項目において、マサバ太平洋系群の主産卵場である、伊豆諸島近海での大中型まき網漁業の操業について注視し、適時適切な対応を継続して求めてきていました。大中型まき網の操業に係る要望内容が本項目に統合されたことから、マサバ太平洋系群を含む産卵親魚の保護について、

引き続き要望していく必要があると考え、「産卵親魚に対して、過剰な漁獲圧がかかることがないよう、産卵場とされる海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと」という文言を追加いたしました。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か御意見、御質問ございましたら。

篠原委員、どうぞ。

【篠原委員】

まず、議案については賛成の意見です。それで、状況として、近年、島周りで、大中型まき網漁業に関わるトラブルとか、そういったものが起きているのかどうなのか、近年の状況について説明をお願いしたいと思います。

【石井会長】

水産課のほう、よろしくお願いします。

【原口班長】

水産課の原口と申します。近年、そういった事案については特にございません。

【篠原委員】

分かりました。以上です。

【石井会長】

よろしいですか。

そのほかに何か御意見、御質問ございませんか。

ほかにないようですので、質疑を終了します。

これより意見の集約を行います。特に御意見もないようですので、要望項目「Ⅲの2　大臣許可漁業の操業秩序と監視・取締り」について、修正原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手多数により、事務局原案どおり決定し、東日本ブロック会議に提案いたします。

なお、報告様式や字句等の軽微な修正につきましては、報告までの時間的猶予がないため、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、3つ目の項目として、要望事項「Ⅳ　沿岸資源の適正な利用」の前文について、事務局から説明願います。

【田島技師】

要望項目4の欄について、御覧ください。近年急激に増加しておりますクロマグロが、痩せ型の個体となり、商品性等が下がったりと、必ずしも漁業者の収入の増加につながっていないという漁業関係者の御意見を踏まえまして、増えた資源を漁業所得の向上につなげていくためには、漁獲枠を確保した上でバランスの取れた資源の管理が必要であると考えておりますため、いか釣り漁業のみならず、「他の沿岸資源」への影響の課題も生じているというふうな文言に修正いたしました。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

修正意見等が特に御意見もないようですので、要望項目「Ⅳ　沿岸資源の適正な利用」の前文については、修正原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、事務局案どおり決定し、東日本ブロック会議に提案いたします。

なお、報告様式、字句等の軽微な修正につきましては、報告までの時間的猶予がないため、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、4つ目の項目として、要望項目「Ⅳ　沿岸資源の適正な利用についての1の（4）漁業経営に配慮した漁獲管理」について、事務局から説明願います。

【田島技師】

表面の一番下の欄を御覧ください。

要望項目「Ⅳ　沿岸資源の適正な利用についての1の（4）漁業経営に配慮した漁獲管理」の欄を御覧ください。

定置網や沿岸漁業者のように、魚種の選択性が低く複数魚種を同時に漁獲するような漁法については、近年、特にクロマグロの資源量の回復に伴い、突発的な来遊等により、急速な漁獲枠の積み上がりや放流作業、休漁措置等により、操業に制約が生じている状況にあります。

漁業種類の操業特性や資源に与える影響、経営にも配慮した管理手法が示される必要があると考えられるため、「魚種の選択性が低く」や「突発的な来遊」という文言を追加いたしました。

また、たたき台の要望内容の整理によって、クロマグロの項目からは削除されてしまってはいましたが、千葉海区からこれまで継続した要望でありました、定置網で生じている作業負担の現状を踏まえ、「特に、クロマグロについては漁獲枠の遵守に伴う漁業者負担への支援の強化を図ること」という文を追加いたしました。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。

特に意見もないようなので、質疑を終了し、これより意見の集約を行います。特に御意見もないようですので、要望項目「Ⅳの1　漁業経営に配慮した漁獲管理」について、修正原案に賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、事務局案どおり決定し、東日本ブロック会議に提案いたします。

なお、報告様式や字句等の軽微な修正につきましては、報告までの時間的猶予がないため、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、5つ目の項目として、要望項目「Ⅳ　沿岸資源の適正な利用についての2太平洋クロマグロの資源管理（4）いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発」について、事務局から説明を願います。

【田島技師】

資料2－2の裏面の一番上の欄を御覧ください。

近年増加傾向が見られますクロマグロにより、本県沿岸域では、キンメダイ漁業の操業に係る影響が生じており、イカ釣り漁業に限らず、沿岸資源に対する被害低減技術開発を進めるべきと考えまして、「等他の沿岸資源」という言葉を加筆いたしました。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございまし

たらお願いいたします。

特に御意見もないようなので、要望項目「Ⅳの2の（4）いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発」について、修正原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、事務局案どおり決定し、東日本ブロック会議に提案いたします。

なお、報告様式や字句等の軽微な修正につきましては、報告までの時間的猶予がないため、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、7つ目の項目として、要望項目「Ⅳ　沿岸資源の適正な利用についての3沿岸重要資源の適正利用」について、事務局から説明願います。

【田島技師】

資料2－2の裏面の一番下の欄、「3　沿岸漁業資源の適正利用」についての欄を御覧ください。

これまで千葉海区からは、カツオに関する要望項目におきまして、資源調査の充実化について要望してきました。マサバ、カツオ、サンマの資源に係るような国際的な資源の管理の枠組みにおきましては、日本が主導的に協議を推進していくためには、資源調査を充実させ、最新の資源評価に基づき議論を主導し、進めていく必要があると考えられるため、「資源調査の充実を図るとともに」という文言を加えました。

また、千葉海区がこれまで継続して要望してきたマサバ太平洋系群については、令和7年度資源評価で親魚量が限界管理基準値を下回る状態となり、資源再建計画の策定が急がれております。このような資源に対しまして、漁獲圧の適正化と親魚量の増大を図るため、漁獲強度の高い漁業種類に対して、ＴＡＣやＩＱによる漁獲管理のみ

ならず、未成魚の漁獲抑制といった資源の実態を踏まえた資源管理の取組を強力に指導し、実効性のある資源管理を行う必要があると考えまして、「親魚量が極めて低い水準となっている資源については、漁獲圧の適正化と親魚量の増大を図るため、漁獲強度が高い漁業種類に対して、資源の実態を踏まえた資源管理の取組を強力に指導し、実効性のある資源管理を進めること。併せて」という内容を追加いたしました。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

特に意見もないようなので、質疑を終了し、これより意見の集約を行います。特に意見もないようですので、要望項目「Ⅳの3　沿岸重要資源の適正利用」について、修正原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、事務局案どおり決定し、東日本ブロック会議に提案いたします。

なお、報告様式や字句等の軽微な修正につきましては、報告までの時間的猶予がないため、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それから、さっき1項目抜かしちゃったんですよね。すいません。それでは一つ戻って、6項目に行きます。

それでは、6つ目の項目として、要望項目「Ⅳの2（5）太平洋クロマグロに係る遊漁者等の管理徹底」について、事務局から説明願います。

【田島技師】

資料2の裏面の真ん中の欄を御覧ください。

委員会の議論の中でも、委員の方からは、クロマグロの管理については、遊漁者は漁業者と比べて不公平感がある旨の御発言がありました。また、クロマグロの遊漁については、届出制の導入等によりまして規制強化が進んではおりますが、各月の採捕上限を月の初めに上回る採捕状況に加えまして、委員会指示違反については、裏づけ命令の発出件数が、令和6年度には11件であったのに対し、令和7年度は22件と増加しております。

さらに、採捕されたクロマグロの計量についても、遊漁者は簡易的な計測、推定による報告によって管理が行われているのに対しまして、漁業者の場合、流通適正化法等により流通段階での管理の徹底が図られ、違反があった場合には直ちに厳しく罰せられてしまいます。

このような、遊漁者と漁業者のクロマグロ管理に関する不公平感については、是正されるべきと考えまして、「等、漁業者から見て不公平感のない管理となるよう」という文言を追加させていただいております。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

特に意見もないようなので、質疑を終了し、これより意見の集約を行います。特に御意見ないようですので、要望項目「Ⅳの2（5）太平洋クロマグロに係る遊漁者等の管理徹底」について、修正原案に賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、事務局案どおり決定し、東日本ブロック会議に提案いたします。

なお、報告様式や字句等の軽微な修正につきましては、報告までの時間的猶予がないため、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

では、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、第5号議案「全国海区漁業調整委員会連合会第61回東日本ブロック会議に提出する議題等について」を終了します。

次に、議題4のその他ですが、皆様、何かありますか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第第5のその他ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、事務局からお願いいたします。

【田島技師】

事務局から御報告いたします。着座にて失礼いたします。

お手元に、資料3と書かれております紙を御用意ください。こちらにつきましては、6月18日に開催されました、太平洋広域漁業調整委員会の会議で用いられた資料であります。太平洋広域漁業調整委員会は、北海道から宮崎県に至る18都道府県の海区委員会である18人の都道府県互選委員と、大臣選任の10人の委員からなる委員会でございます。6月18日にウェブ形式により会議が開催されまして、石井会長に委員として御出席いただきました。

主な審議事項は、議題にあります、1、太平洋広域漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選について、2、太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について、3、その他でございました。

審議事項に係る内容について、簡単に御説明させていただきます。まず、1、太平洋広域漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選についてです。これまで、太平洋広域漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者は大臣選任委員が務めておりましたが、大臣選任委員の任期満了に伴いまして大臣選任委員が改選されましたので、新たに会長及び会長職務代理者を互選するものでした。

東京都の馬場委員より、大臣選任学識経験委員の片山委員を会長に推薦する声がありまして、異議なく可決され、片山委員が会長として互選されました。会長職務代理者につきましては、片山会長より、同じく大臣選任学識経験委員の若林委員を推薦する意見がありまして、若林委員が会長職務代理者として互選されました。

次に、2、太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正についてです。資料3の中にあります資料2－1を御覧ください。事務規程の改正箇所は2点ございまして、簡単に理由を御説明いたします。

1つ目に、会議を招集する手続に関する規定で、会長、会長職務代理者が互選されていない等の状況で、農林水産大臣が会議を招集することが想定されていなかったため、それを改めるものです。

2つ目に、議事録の作成の手続に関しまして、太平洋広域漁業調整委員会事務局の運営の効率化のために、議事録署名ではなく議事録記名に改めるものです。

議題が終了しまして、最後のその他の議題では、広域漁業調整委員会事務局より、クロマグロの遊漁管理について、5月と6月に開催されました、くろまぐろ遊漁専門部会に係る報告がございました。

くろまぐろ遊漁専門部会で審議された内容については、クロマグロ遊漁については採捕上限を超過する状況が常態化しているため、採捕上限を遵守していくために、採捕数量の多い6月から8月の対応の検討が行われ、採捕状況により、これまで周知期間1日を設けて採捕禁止措置としていたものを、周知期間を設けずに翌日から採捕禁止措置とすることとなったと報告がありました。

なお、太平洋広域漁業調整委員会では、クロマグロ遊漁に関して、11月開催予定の委員会で審議されるとのことです。

太平洋広域漁業調整委員会に係る報告は以上になります。

【石井会長】

ただいまの報告について、御質問等がございましたらお願いいたします。

特になければ、会議次第第5のその他を終了し、会議次第6の事務局連絡事項に移ります。

それでは、事務局からお願いします。

【田島技師】

（事務連絡）

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第13回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後2時50分 閉会